

平成26年度定期監査結果報告書

1 監査の対象課等

- (第一次) 総務部 (総務課、行政経営課、防災課)
復興政策部 (復興政策課、復興都市計画課、市民協働課)
会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局
- (第二次) 市民生活部 (市民課・鳴瀬総合支所、税務課、収納対策課、環境課)
保健福祉部 (福祉課、子育て支援課、健康推進課)
教育委員会事務局 (教育総務課、学校教育課、学校給食センター、
生涯学習課、図書館、奥松島縄文村歴史資料館)
移転対策部 (用地対策課、生活再建支援課)
- (第三次) 総務部 (工事検査室)
建設部 (建設課、下水道課)
産業部 (農林水産課、商工観光課)
農業委員会事務局、監査委員事務局

2 監査の期間

- (第一次) 平成26年11月5日(水)～平成27年1月15日(木)
(第二次) 平成27年1月7日(水)～平成27年3月6日(金)
(第三次) 平成27年4月7日(火)～平成27年5月14日(木)
(工事監査) 平成27年6月1日(水)～平成27年6月23日(火)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成26年度一般会計及び特別会計について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、事前に監査対象部署から関係資料の提出を求め、その資料に基づき事前調査を行い、その後、提出された書類から抽出したヒヤリング事項について、担当職員から説明を受けるとともに事情聴取及び現地調査により実施した。

4 監査の結果

監査の結果、平成26年度の財務に関する事務事業は適正に執行されているものと認めた。

しかし、次のとおり検討または改善を必要とする事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については別途指導した。

(1) 法令遵守に関すること

臨時職員において勤続5年超となる職員は、平成26年度は20人となっている。

このうち勤続10年以上に及ぶ者は4人で、平成25年度と比較しても勤続5年超は2人増、10年超にあっても1人増となっている。臨時職員は、地方公務員法第22条第2項及び第5項の規定に基づき任用期間は6月で更新1回最長1年と規定されている。

臨時職員の雇用にあたっては、関係法令を遵守し適正に対処されたい。

(2) 公金管理に関すること

地方自治法第199条（職務）第2項及び地方自治法施行令第140条の6により、会計課他で管理する窓口釣銭について適時に「釣銭確認」を実施した。釣銭の実査はもちろん、調査当日までの保管現金と根拠書類（申請書等）の整備、手提げ金庫の保管状況、複数職員による現金の取り扱いになっているか等の現金取扱状況について確認をした結果、担当者が鍵の保管をしている課が1課あり、所属長による施錠管理を指導した。

なお一層「公金収納と管理適正化等に係る改善指針」のとおり適正に実施されたい。

(3) 服務に関すること

服務関係書類の整理については、年々周知徹底され、監査において指導件数が少なくなってきた。出勤簿の押印漏れ、出勤簿に年休等取得の転記漏れや出張命令簿の復命欄の記載漏れ等が見受けられた。各課においては、決裁時に十分なチェックと指導に努められたい。

(4) 契約に関すること

ア 震災後4年目となるが、随意契約範囲超えの全体比率は前年度より3.4%減少したものの1者随意契約件数は依然として多い。財務規則第114条に規定している随意契約の範囲を超えた1者随意契約は下表のとおりである。平成26年度は特に物件の借入契約の随意契約範囲超えの比率が33.3%で前年度27.3%と比較すると6.0%増加している。

契約種別と随契範囲額 (財務規則第114条)	全件数(a)	随契範囲超え 1者随契件数(b)	比率(b/a)	(参考:前 年度比率)
工事・製造等の請負130万円	161件	9件	5.6%	6.4%
財産の購入 80万円	25件	1件	4.0%	18.2%
物件の借入 40万円	18件	6件	33.3%	27.3%
その他(業務委託等) 50万円	509件	178件	35.0%	37.6%
計	713件	194件	27.2%	30.6%

イ 契約事務文書等での日付の欠落等の不備も散見される。これらは行政事務の基本的な事務処理であるから、なお一層注意していただきたい。

ウ 年度初め4月1日（午前0時から履行開始する業務を含む）から履行開始業務について、各課の事務処理は次のように処理されている。

①債務負担行為を受けて3月中に契約締結を行い4月1日から履行開始している

②当初予算議決後3月中に入札前までの事務処理を行い4月1日に入札・開札・契約をしている。

③4月1日に執行何から契約締結まで行っている。

上記の③については日程上無理があり適切な事務処理とは言えない。また、4月1日が休日の場合は対応できない。本来の事務処理を「契約事務ガイドブック」で示し③の事務処理が不適切であることを周知させる必要がある。

エ 寄附申出物件の組立設置工事について、寄附申出が平成26年4月1日付けで、それを4月3日付けで受付をしているが、受諾決定が不明瞭なままでいまだ回答がなされていない。民法によると贈与（寄附）は当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手がそれを受託することによって成立する契約とある。このような状態は適切な事務処理とは言えない。

また、寄附申出前に予算計上・可決までされており寄附の申出前に予算が成立していたことになる。これは、整合性に欠けておりどのような経緯であったのか正確な記録を作成し事務の透明性を図るとともに今後このような事がないよう十分注意されたい。

さらに、この寄附には組立設置工事や維持管理経費が発生するにもかかわらず、組立経費の請負契約は随契になることや将来の維持管理経費負担を記録した書類等が無い。受諾決定にもかかわらずでもあるので、正確な記録書類の整備をされたい。付帯工事についても同様のことがいえる。

一方、県内他市では「寄附採納事務取扱規程」に基づき寄附申出書を受理した時は、法令違反や将来の維持管理等行政運営に支障を来たさない寄附であるかを十分に調査した上で寄附調書を作成し採納を決定している。本市では現在のところ同様の規程が無いことから、関係課（行政経営課）と協議の上「東松島市寄附採納事務取扱規程」を早急に整備すべきである。

オ 委託管理業務2件について、1者随意契約で別々に契約していた。保守点検は長期継続契約に係る取扱い（H18.3.10）による3条件を満たしているもので長期継続契約できるものであった。競争入札による予算の効率的執行に努め経費削減を図られたい。

(5) 財務事務に関すること

概ね適正に処理されていると認められ特記すべき事項は特になし

(6) 財産管理に関すること

公用車予約システムの利用情報の入力について、これまで指導され改善されてきているが下表のとおり入力漏れがある、履行を再度徹底されたい。

公用車利用情報入力状況（平成26年4月1日～平成27年1月31日利用分）

入力漏れ件数 (a)	入力済件数 (b)	総件数 (a)+ (b)	入力率 (b/a+b)
578件	7,204件	7,782件	92.6%

(参考) 平成25年度 H25年10月1日～H26年3月31日利用分情報入力率：85.4%

(7) 工事監査に関すること

工事監査については災害復旧・復興関連の工事件数が多いことから高額案件を下記のとおり抽出して書類・現地調査を実施した。

No	担当課	工 事 名	契約金額
1	農林水産課	平成25年度 大曲地区園芸ハウス新築工事（繰越）	159,300,000円
2	農林水産課	平成25年度 大曲地区水稻育苗ハウス新築工事（繰越）	68,722,500円
3	農林水産課	平成25年度 大曲地区農業復興総合支援事業 農業施設等新築工事（債務負担行為）	338,980,680円
4	農林水産課	平成25年度 大曲地区穀類乾燥調製施設プラント新設工事	182,595,000円
5	農林水産課	平成25年度 大曲地区播種施設プラント新設工事	39,571,200円
6	子育て支援課	大曲保育所増築工事（建築工事）（債務負担行為）	197,692,920円
7	防災課	平成25年度 防災行政無線（同報系）設備デジタル化工事（繰越）	76,524,480円
8	教育総務課	平成26年度 東松島市立大曲小学校外2太陽光発電設備等設置工事	84,673,080円
9	建設課	復興住宅（災害公営住宅）整備事業東矢本駅北地区第I期災害公営住宅	855,801,450円
10	下水道課	平成25年度 東矢本駅北地区（災害復旧）下水道施設工事（その2）（その3）	200,486,880円
11	復興政策課	平成26年度 松島飛行場周辺共同受信施設撤去工事	30,456,000円
12	市民協働課	旧奥松島観光情報センター（Nマップ）等活用業務	59,400,000円
13	復興都市計画課	平成26年度 松ヶ島防災盛土（洲崎地区）造成工事	752,484,600円

監査内容は、契約関係書類について確認、工事費積算書について数量及び単価算出について確認、積算金額の検算確認を行った。また工事施工写真・管理資料等の工事成果品を確認した。

現地調査は、完成物件が契約書のとおり完成し、その効用を十分発揮しているか確認した。

その結果は次のとおり検討改善を要する事例がみられた。

- ① 工期途中で代表取締役が変更になったが変更届が出されていないものがあつた。
- ② 鉛筆訂正、訂正印なし、会計課審査印なし、文書審査印なし、課長決裁漏れがあつた。
- ③ 入口テラス部表面に一部タイル浮きが危惧される箇所が数か所あつた。
契約書のとおり、かし担保修補期間内に施工業者と協議の上対応すること。
- ④ 樹木植栽において一部枯損が見られた。原因究明の上対応されたい。

なお、上記指摘事項については是正対応済みであり、また、撤去工事については撤去され更地の状態であることを現場確認した。

以上の結果、工事は特に異常があるものは見られず概ね適正であつた。